

平成 28 年 3 月 30 日

各 位

会社名 インспек株式会社  
代表者名 代表取締役社長 菅原 雅史  
(コード番号：6656 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理本部長 富岡 喜栄子  
TEL 0187-54-1888 (代表)

### 審判手続における答弁書の提出について

平成 28 年 3 月 8 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」（以下、「前回リリース」といいます。）にてお知らせしましたとおり、平成 25 年 3 月 28 日及び同月 29 日に当社役員並びに社員が行った当社株式の買付行為、並びに平成 25 年 4 月 1 日付「当社株式の時価総額が 3 億円以上になったことについて」と題するリリース（以下、「平成 25 年 4 月 1 日付リリース」といいます。）の開示に関して、金融商品取引法違反（第 173 条第 1 項）の事実が認められたとして、証券取引等監視委員会から金融庁に対し、平成 28 年 3 月 8 日付で、当社への課徴金納付命令の勧告がなされました。

その後、当社は、金融庁長官より平成 28 年 3 月 9 日付「審判手続開始決定通知書」（以下、「本件通知書」といいます。）を受領し、対応の検討を行いましたところ、本件通知書のうち「課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項に掲げる事実」（以下、「違反事実」といいます。）の一部に当社の認識と異なる点がみられたことなどから、違反事実及び課徴金の額を否認ないし争う内容の答弁書を提出することといたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 答弁書の提出について

当社は、前回リリースにおいて、「社内調査等の結果、勧告で指摘された事実が確認されたため、この度の課徴金納付命令の勧告を真摯に受け止め、特段の事情がない限り、事実及び納付すべき課徴金を認める方針であり、正式に決定次第改めてお知らせいたします」と記載いたしました。

その後に受領した本件通知書の内容を検討しましたところ、違反事実の一部につき、当社の認識と重要な点において異なる点がみられました。また、法令の適用においても疑問が存するものと判断されたことから、当社の認識する事実を正当にご判断いただくため、違反事実及び課徴金の額を否認ないし争う内容の答弁書を提出することといたしました。

答弁書は、違反事実等に係る資料の内容を精査したうえで、その内容を踏まえて作成し、平成 28 年 5 月ころ提出する予定です。

## 2. 当社の主張（概要）

本件通知書では、違反事実として、平成25年3月28日及び同月29日になされた当社株式の買付けが、あたかも当社社長の指示の下で当社の業務としてなされたかのように記載されております。

しかしながら、これら買付けは、当社役員（の家族）及び当社社員が、当社社長とは無関係に行ったものであり、当社の業務として行われたものではありません。

すなわち、平成25年3月25日からの当社株価の下落を受け、当社株式の時価総額が上場廃止基準に抵触することを案じた当社役員は、同月28日、自らの家族（以下、「A氏」といいます。）に当社株式の取得及び保有を打診しました。A氏はこれを了承し、同日、自らの計算で2度にわたり証券会社を通じて買付けの発注を行い、合計11株を買付けました。なお、最初の発注は9株で当社社員がA氏の依頼によりその手続を代行し、次の発注は2株でA氏自ら行いました。また、当社社員は、翌29日、長期保有目的で、自らの計算で当社株式20株を買付けました。

こうして、平成25年3月28日及び同月29日にかけて、当社役員の家族A氏及び当社社員によって、当社株式合計31株（約78万円相当）の買付けが行われました（以下、「本件買付」といいます。）。

他方、当社社長は、米国出張のため平成25年3月25日から同月29日にかけて不在にしておりました。この間、当社役員及び当社社員が本件買付の事実を事後的に当社社長に報告した事実はありますが、本件買付が当社社長の指示の下に行われたとの事実はございません。なお、当社ないし当社社長は、本件買付の資金を一切負担しておりません。

また、本件買付自体は金融商品取引法に違反するものでないと思料されるところ、本件買付に関する事実関係を平成25年4月1日付リリースに記載しないことが同法第158条の「偽計」に該当するものかについては、法解釈の疑義があるものと思われまます。また、当社は同リリースを「相場の変動を図る目的」をもって開示したものではありません。

以上のように、本件通知書に記載された違反事実には、事実関係において当社の認識と異なる点がみられ、また、法令の解釈適用においても疑問があるものと判断いたしました。

## 3. 今後について

当社では、本件通知書の手続きに従い、当社の主張を行った上で金融庁審判官の審判を受けることとなります。その審判手続き及び審判の結果、課徴金納付の勧告による課徴金総額1,224万円の課徴金納付命令が決定される可能性もございます。

なお、当社では、平成28年3月11日付「特別損失の計上に関するお知らせ」にてお伝えしたように、課徴金総額1,224万円について、平成28年4月期第3四半期決算において、その全額を特別損失として計上しております。

株主及び取引先をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしており、深くお詫び申し上げます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上